

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

- 貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3か月以内とします。
- 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12か月以内とします。
- 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。(但し、償還月額から償還期間を決定します。)
- 貸付金の利率は、無利子とします。
- 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3パーセントの延滞利子を支払うことになります。
- 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに愛媛県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 借入申込みに当たって、愛媛県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求める場合があります。

愛媛県社会福祉協議会会長 様

私は、総合支援資金特例貸付の申込を行うにあたり、上記事項に同意し、内容を了承の上、借り入れたく申し込みます。

令和 年 月 日

借入申込者

㊞